



平成 24 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	梅 の 花
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長	梅 野 重 俊
(コード番号)	7 6 0 4	東 証 第 二 部
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 兼 経 営 計 画 室 長	
		上 村 正 幸
TEL	0 9 4 2 - 3 8 - 3 4 4 0	

**(訂正)「資本・業務提携並びに第三者割当により発行される株式及び  
転換社債型新株予約権付社債に関するお知らせ」の一部訂正について**

平成 24 年 11 月 14 日に開示いたしました「資本・業務提携並びに第三者割当により発行される株式及び転換社債型新株予約権付社債に関するお知らせ」につきまして、内容の一部訂正を要する箇所が、また一部に記載漏れによる誤りがありましたので、当該事項の訂正、追加及びそれに伴う記載事項の一部の訂正を下記のとおりお知らせいたします。

記

**【開示事項の訂正箇所】**

- ・(別紙 2) 第 1 回転換社債型新株予約権付社債要項  
(下線\_\_は訂正箇所であります。)

(別紙 2) 第 1 回転換社債型新株予約権付社債要項

株式会社梅の花  
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債  
社債要項

(訂正前)

13. 償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は平成 27 年 12 月 3 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 特別事由による繰上償還

本新株予約権付社債の社債権者 (以下「本新株予約権付社債権者」という。)は、以下に定める事由が生じたとき、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

<中略>

### ③支配権の変動

支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

(3)本項に定める償還すべき日（本項第(2)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(4)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。当社は本新株予約権付社債を買い入れた場合、直ちに本社債を消却するものとし、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。また当該本新株予約権付社債についての本社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

(訂正後)

## 13. 償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は平成27年12月3日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

### (2) プットオプション条項による繰上償還

本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」という。）は、平成26年12月3日（当該日に限る。）に、当社に対し、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

### (3) 特別事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、以下に定める事由が生じたとき、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

<中略>

### ③支配権の変動

支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

(4) 本項に定める償還すべき日（本項第(2)号及び第(3)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。当社は本新株予約権付社債を買い入れた場合、直ちに本社債を消却するものとし、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。また当該本新株予約権付社債についての本社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

以上